

委員会提出議案第3号

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年6月22日

提出者 議会運営委員長 酒井 こう一郎

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

西東京市議会会議規則（平成13年西東京市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「疾病、家族の看護又は介護、出産その他事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条中「疾病、家族の看護又は介護、出産その他事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会及び委員会の欠席について、規定を整備する必要がある。